

公 告

次のとおり、企画競争に付します。

平成 30 年 10 月 12 日

全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

1. 企画競争に付する事項

被扶養者の特定健診未受診者への再勧奨促進事業にかかるデータ分析および通知文書の作成並びに封入封緘業務

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 25 条及び第 26 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 28、29、30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供」のいずれかの等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受け、かつ、直近 1 年間について保険料に未納がない者であること（健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、厚生年金保険料に未納がないこと）。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未納がない者であること。
- (8) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかを取得している者であること。
- (9) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (10) 契約締結日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の日から起算して、前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前 6 ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。

ては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。

(12) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。

(13) 個人情報の管理は、「個人情報保護法」その他関連法令等の遵守を徹底していること。

3. 契約候補者の選定

企画競争説明書に付属の仕様書に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争説明書及び仕様書等を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成30年10月12日（金）～平成30年10月24日（水）平日のみ
交付時間帯 午前9時～午後5時

(2) 場所 広島県広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階
全国健康保険協会広島支部

5. 企画募集に関する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(1) 受付先 下記記載の「本件担当、連絡先」

(2) 受付期間 平成30年10月22日（月）午前10時まで

(3) 回答 平成30年10月23日（火）午後5時15分までに、FAXにて行う。
簡易な内容については電話での回答とする。

6. 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成30年10月25日（木）午後5時15分まで

(2) 提出先 5（1）に同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。郵送の場合は、上記6（1）の期限までに必着とすること。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

8. その他

詳細は、別紙「仕様書」による。

【本件担当、連絡先】

住所 〒732-8512

広島県広島市東区光町 1-10-19

日本生命広島光町ビル2階

担当 仕様に関する事 保健グループ（可部・鈴木）

参加資格に関する事 企画総務グループ（北村）

電話 082-568-1014

F A X 082-568-1130

全国健康保険協会会計細則

(競争に参加させることができない者)

第25条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。

(競争に参加させないことができる者)

第26条 契約責任者等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約責任者等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。